

さぬき市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定委員会
第3回会議要旨

- 1 日 時 平成29年12月26日（火） 14:00～16:00
- 2 場 所 さぬき市役所長尾支所2階会議室
- 3 出席者 [委員] 17人
[事務局] 5人
[傍聴] 1人
- 4 議 題 さぬき市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画素案について
- 5 資 料 さぬき市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画（素案）
資料1 第7期におけるサービス事業量見込及び介護保険料(案)について

6 会議の内容は次のとおりである。

(1) 会議の成立

さぬき市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数以上の出席があり、会議が成立していることを報告した。

(2) 会長あいさつ

皆様のご意見をいただき、よりよい介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画にしていきたい。

(3) さぬき市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画素案について

事務局から計画素案、資料1の説明をした。

第1回策定委員会での現状と課題について、第2回策定委員会での第6期計画の現状評価と今後の方向性についての協議を踏まえて素案を作成している。

素案中、介護保険のサービス事業量見込みは精査中であり、資料1は12月26日時点の内容を示している。また、資料1では国の示す介護保険料設定の基本的な考え方とさぬき市の保険料設定についての案を示している。

委員の意見等は次のとおり

○資料1の配布が当日であり、その場ですぐに意見を求められても答えられない。せめて1日でも前に配布してほしかった。

○介護認定率が高い要因の一つに、急に必要になった時のために申請しておくという人がいる。そういう人は認定を受けても介護サービスを使っていない。また、申

請しても却下されるケースが見られる。申請を受ける窓口で、サービスが必要となった時に申請してほしいという説明をするなど、理解してもらえよう周知していく。

○この3年間の計画に、もっと市独自のものが具体的に出せないか。前回介護予防の学習を自治会でしたらいいという意見が出たが、出前講座などは小さな自治会には来てもらえない。また、夜は駄目など、条件が合わないことから、いろいろ協力しようとしてもできない状況下にある。そういうところを1つずつでもクリアして、何か形にできたらいい。

○地域の健康づくり活動については、生活習慣病の予防に向けて健康診断を毎月いろいろな地域で行い、指導もしてくれているが、受けているのは毎回同じ人である。もっと多くの市民に参加してほしいのと、保健師の指導も一人ひとり丁寧にしてもらいたい。骨密度は40代から50代の時に測定し、低くなっている人に骨密度を高めて骨粗しょう症を予防しようというのがすごく効果がある。しかし、骨密度検査はオプションで通常健康診断には含まれていない。必要な人に受けしてもらえるような啓蒙活動と受けやすくする工夫が必要。実施している実績だけでなく、結果がどうなっているかまで検証してほしい。

○このまま高齢化率がどんどん上がれば、介護保険制度が維持できなくなるのではないか。元気な高齢者を増やし、援助が必要な方をいかに支えていただくか。介護予防で悪くならないよう努めていただく啓蒙・啓発を工夫していく必要がある。

○アンケート結果から、保険外サービスの利用について、外出同行、外出支援の利用意向が高く、計画でも外出手段の確保について検討を行っていくとある。高齢者・障害者への外出支援、経済的負担軽減のため、タクシー助成制度を実施しているが、「要介護・要支援の認定をお持ちの方」という条件をどうしても入れないといけないのか。再度検討してほしい。

○婦人会では、介護サポーターの研修を受けた会員が組織単位ごとに健康教室を実施している。家から出ましようなど各種団体でも呼びかけ、実施すると、介護保険を使わなくてよい人が増えると思う。骨粗しょう症にならないためには、痛くても動いてくださいと医師から言われた。じっと家に居るよりは外へ出て皆さんと笑ったり話したりするよう婦人会の中でも啓発・啓蒙を行っている。

○計画ができて一部の人だけが知っているというのではもったいない。

○元気なお年寄りも増えているし、介護の必要な人も増えている。介護費用や保険料を抑えるために、元気なお年寄りもインフォーマルなサービスとして利用できるような簡単なシステムを、例えばネットで登録してお手伝いできますよ、どこか介護できますよというような、簡単に登録して簡単にできるようなサービスなんかをつくっていくのは、さぬき市だけのサービスになるのではないか。

○保険料の収納率について、98.64%となっているが、100%に近づけるよ

う努力しないと、結局回り回ってみんなにかかってくることになるので、介護保険制度を理解していただき100%に近づけていただきたい。

○消費税10%の導入時の段階別軽減策については、まだ国から通知がないので、現段階では見込んでいないが、8%に上がった際には、第1段階の軽減により減額された保険料を補助金等で調整することになった。

○介護保険料は、策定委員会で決定するものではなく、市議会に条例を上程し、議決をうけ、保険料が決定する。策定委員会は、算定の考え方に対して意見を述べるのが役割であり、策定委員会の意見を尊重して市長が判断するということで進めていただきたい。

○毎期の介護保険料については、ある程度平準化した状況を見込む必要がある。今回介護給付費準備基金を全額投入して介護保険料を下げることはできるが、次期では一気に保険料が上がることになる。介護給付費準備基金には緩衝材としての役割があり、1億5千万円ぐらい、必要な額を残しておく必要がある。今までもいい塩梅のところまでやってきているので、今日示された範囲の中で取り崩しを検討していただければよい。

○天皇の退位する日が決まっているので、その後の表記を西暦にするかどうか検討してほしい。